

第49号（令和2年10月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

【告示】

△ 公印の改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】	4
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	6
△ 児童福祉施設の廃止承認【こども青少年局こども施設整備課】	7
△ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	8
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	10
△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	15
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】	17
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	18
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	19
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止【健康福祉局医療援助課】	20
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】	21
△ 指定居宅サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	22
△ 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	23
△ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】	24
△ 県道区域の供用の開始【道路局路政課】	25
△ 市道区域の供用の開始【道路局路政課】	26
△ 同 【道路局路政課】	27
△ 横浜市港湾施設条例施行規則第25条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正【港湾局管財第一課】	28

【公告】

△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】	30
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】	32
△ 市民文化会館の指定管理者の指定の変更【文化観光局文化振興課】	37
△ 横浜市民ギャラリーの指定管理者の指定の変更【文化観光局文化振興課】	38
△ 久良岐能舞台の指定管理者の指定の変更【文化観光局文化振興課】	39
△ 横浜にぎわい座の指定管理者の指定の変更【文化観光局文化振興課】	40
△ 公園の指定管理者の指定の変更【文化観光局文化振興課】	41
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	42
△ 横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センターの指定管理者の変更【健康福祉局障害自立支援課】	44
△ 横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの指定管理者の指定の変更【健康福祉局障	45

害自立支援課】

△	横浜市障害者スポーツ文化センターの指定管理者の指定の変更【健康福祉局障害自立支援課】	46
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】	47
△	公園の指定管理者の指定の変更【環境創造局公園緑地管理課】	48
△	公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	50
△	排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	51
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	52
△	同【建築局調整区域課】	53
△	同【建築局調整区域課】	54
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	55
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】	56
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	57
△	同【建築局建築指導課】	58

【区告示】

△	認可地縁団体の告示事項の変更【鶴見区地域振興課】	59
△	同【鶴見区地域振興課】	60
△	同【金沢区地域振興課】	61

【区公告】

△	自動車臨時運行許可番号標の失効【保土ヶ谷区総務課】	62
△	横浜市西地区センター等の指定管理者の指定の変更【西区地域振興課】	63
△	横浜市神奈川地区センター等の指定管理者の指定の変更【神奈川区地域振興課】	64
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【港南区総務課】	66
△	横浜市磯子地区センター及び横浜市喜楽荘等の指定管理者の指定の変更【磯子区地域振興課】	67
△	横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【磯子区地域振興課】	68
△	洋光台駅前公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【磯子区地域振興課】	69
△	横浜市潮田地区センター等の指定管理者の指定の変更【鶴見区地域振興課】	70
△	横浜市中スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【中区地域振興課】	72
△	横浜市竹之丸地区センター等の指定管理者の指定の変更【中区地域振興課】	73
△	老人福祉センター横浜市麦田清風荘の指定管理者の指定の変更【中区地域振興課】	74
△	柏葉公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【中区地域振興課】	75
△	横浜市南公会堂の指定管理者の指定の変更【南区地域振興課】	76
△	横浜市大岡地区センター等の指定管理者の指定の変更【南区地域振興課】	77
△	横浜市南スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【南区地域振興課】	78
△	横浜市永田みなみ台公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【南区地域振興課】	79
△	横浜市釜利谷地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	80
△	横浜市金沢区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【金沢区福祉保健課】	81
△	横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	82
△	横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港北区福祉保健課】	83
△	横浜市十日市場地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	84
△	横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【緑区福祉保健課】	85
△	横浜市十日市場地区センター等の指定管理者の指定の変更【緑区地域振興課】	86
△	横浜市緑公会堂の指定管理者の指定の変更【緑区地域振興課】	87
△	横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【緑区地域振興課】	88

△ 横浜市緑ほのぼの荘の指定管理者の指定の変更【緑区地域振興課】	89
△ 横浜市霧が丘公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【緑区地域振興課】	90
△ 横浜市美しが丘西地区センター等の指定管理者の指定の変更【青葉区地域振興課】	91
△ 横浜市荏田西コミュニティハウスの指定管理者の指定の変更【青葉区地域振興課】	93
△ 横浜市ユートピア青葉の指定管理者の指定の変更【青葉区地域振興課】	94
△ 美しが丘公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【青葉区地域振興課】	95
△ 横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【青葉区地域振興課】	96
△ 横浜市上矢部地区センター等の指定管理者の指定の変更【戸塚区地域振興課】	97
△ 横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【戸塚区地域振興課】	99
△ 横浜市踊場公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【戸塚区地域振興課】	100
△ 横浜市戸塚柏桜荘の指定管理者の指定の変更【戸塚区地域振興課】	101
△ 横浜市本郷地区センター等の指定管理者の指定の変更【栄区地域振興課】	102
△ 横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【栄区地域振興課】	103
△ 横浜市瀬谷地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の指定の変更【瀬谷区地域振興課】	104
△ 横浜市阿久和地区センター等の指定管理者の指定の変更【瀬谷区地域振興課】	105
△ 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【瀬谷区地域振興課】	106
△ 横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【瀬谷区地域振興課】	107
[水道局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	108
[交通局]	
△ モバイルP A S M O取扱規程の一部を改正する規程【自動車本部営業課】	109
△ 横浜市高速鉄道モバイルI C乗車券取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】	112
[教育委員会]	
△ 横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	115
△ 職員の懲戒処分【南部学校教育事務所教育総務課】	118
△ 横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定の変更【生涯学習文化財課】	119
△ 職員の懲戒処分【東部学校教育事務所教育総務課】	120
[区選挙管理委員会]	
△ 神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所【鶴見区】	121
△ 同【神奈川区】	122
△ 同【中区】	123
△ 同【磯子区】	124
△ 同【金沢区】	125
[その他]	
△ 電子署名に用いる証明書【総務局行政・情報マネジメント課】	126
△ 電子署名に用いる証明書の失効【総務局行政・情報マネジメント課】	127
[正誤]	128

告示

横浜市告示第 694 号




公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。

令和2年10月15日


横浜市長 林 文子

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印（金沢区戸籍課事務専用（70-02））	令和2年11月1日	 （方 21 ミリメートル）
横浜市区長印（金沢区戸籍課事務専用（70-03））	令和2年11月1日	 （方 21 ミリメートル）
横浜市区長印（金沢区戸籍課事務専用（70-04））	令和2年11月1日	 （方 21 ミリメートル）

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印（金沢区戸籍課事務専用（70-02））	令和2年11月1日	 （方 21 ミリメートル）
横浜市区長印（金沢区戸籍課事務専用（70-03））	令和2年11月1日	 （方 21 ミリメートル）

横浜市 区長印 (金沢区 戸籍課 事務専用 (70-04))	令和2年 11月1日	 <p>横浜市 区長印 戸籍課専用 (70-04)</p>
(方 21 ミリメートル)		

横浜市告示第 695 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成28年1月横浜市告示第36号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年9月3日	特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来	戸塚区南舞岡四丁目38番13号	(新)平成27年9月1日から令和7年8月31日まで
			(旧)平成27年9月1日から平成32年8月31日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成22年10月横浜市告示第439号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和2年9月10日	特定非営利活動法人地球の木	中区不老町1丁目3番地の3	(新)平成22年7月16日から令和7年7月15日まで
			(旧)平成22年7月16日から平成32年7月15日まで

横浜市告示第 696 号

児童福祉施設の廃止承認

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第38条第3項の規定により、児童福祉施設の廃止を承認した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

廃止承認年月日	令和2年3月31日
廃止年月日	令和2年3月31日
施設種別	保育所
施設名称	もみじ第五保育園
所在地	青葉区松風台46番地の12

横浜市告示第 697 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月1日	HITOW Aケアサー ビス株式会 社	東京都港区 六本木1丁 目4番5号	イリーゼあざ み野	青葉区あざみ 野四丁目32番 地の2

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年5月1日	有限会社石 井薬局	保土ヶ谷区 岡沢町2番 地の9	石井薬局	保土ヶ谷区岡 沢町2番地の 9
令和2年8月13日	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目9番 1号	日本調剤ふれ あいの丘薬局	都筑区葛が谷 8番10号
令和2年9月1日	株式会社カ ワセ	旭区笹野台 一丁目1番 37号	カワセ薬局希 望が丘店	旭区中希望が 丘94番地の22
同	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目9番 1号	日本調剤慶應 日吉薬局	港北区日吉四 丁目1番1号
同	同	同	日本調剤みな み台薬局	緑区長津田み なみ台四丁目 4番地の4
同	同	同	日本調剤あざ み野薬局	青葉区あざみ 野一丁目10番 地の5
同	同	同	日本調剤セン ター南薬局	都筑区茅ヶ崎 中央1番1号

3 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年5月1日	有限会社石 井薬局	保土ヶ谷区 岡沢町2番 地の9	石井薬局	保土ヶ谷区岡 沢町2番地の 9

令和2年 8月13日	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目9番 1号	日本調剤ふれ あいの丘薬局	都筑区葛が谷 8番10号
令和2年 9月1日	株式会社カ ワセ	旭区笹野台 一丁目1番 37号	カワセ薬局希 望が丘店	旭区中希望が 丘94番地の22
同	日本調剤株 式会社	東京都千代 田区丸の内 1丁目9番 1号	日本調剤慶應 日吉薬局	港北区日吉四 丁目1番1号
同	同	同	日本調剤みな み台薬局	緑区長津田み なみ台四丁目 4番地の4
同	同	同	日本調剤あざ み野薬局	青葉区あざみ 野一丁目10番 地の5
同	同	同	日本調剤セン ター南薬局	都筑区茅ヶ崎 中央1番1号

横浜市告示第 698 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年6月1日	株式会社なごみ	鶴見区東寺尾二丁目5番19号	ヘルパーステーションなごみ	(新) 鶴見区東寺尾二丁目6番15号
				(旧) 鶴見区尻手二丁目2番33号
同	株式会社さくらケア	東京都世田谷区世田谷1丁目22番12号	(新) さくらケア緑訪問介護事業所	(新) 緑区寺山町97番地
			(旧) ライトハウスケア碧	(旧) 緑区中山町917番地の1
令和2年7月13日	医療法人社団景翠会	金沢区泥亀二丁目8番3号	けいすいケアセンターかなざわ	(新) 金沢区泥亀二丁目13番1号
				(旧) 金沢区泥亀二丁目11番3号
令和2年9月1日	株式会社フルライフ	南区山王町3丁目24番地の8	(新) フルライフ鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目32番1号
			(旧) フルライフ鶴見	

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年7月1日	株式会社クラストアーメデイカル	(新) 戸塚区川上町87番地の4	とまと訪問看護リハビリステーション戸塚平戸	戸塚区平戸一丁目3番21号
		(旧) 戸塚区平戸町1,212番地の62		
令和2年7月7日	株式会社フオワード	(新) 緑区竹山四丁目1番地の3	しろかも訪問看護リハビリステーション	緑区白山二丁目15番5号
		(旧) 保土ヶ谷区新桜ヶ丘		

		二丁目10番 16号	
--	--	---------------	--

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 8月1日	H y u g a P h a r m a c y 株式 会社	福岡県春日 市春日原北 町2丁目2 番1号	(新)きらり薬局 菊名店 (旧)小川薬局	港北区菊名四 丁目2番8号
同	有限会社綾 部ファーマ シー	(新)東京都町 田市鶴川5 丁目10番地 の25 (旧)東京都町 田市小野路 町 1,966 番 地	綾部薬局奈良 北店	青葉区奈良町 1,566 番地の 271
同	H y u g a P h a r m a c y 株式 会社	福岡県春日 市春日原北 町2丁目2 番1号	(新)きらり薬局 東戸塚店 (旧)おーちゃん 薬局	戸塚区品濃町 543 番地の4

4 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 7月15日	株式会社け いすいケア サービス	(新)金沢区泥 亀二丁目13 番1号 (旧)金沢区泥 亀二丁目8 番9号	けいすいケア サービス	(新)金沢区泥亀 二丁目13番1 号 (旧)金沢区泥亀 二丁目8番9 号

5 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 7月15日	株式会社け いすいケア サービス	(新)金沢区泥 亀二丁目13 番1号 (旧)金沢区泥 亀二丁目8 番9号	けいすいケア サービス	(新)金沢区泥亀 二丁目13番1 号 (旧)金沢区泥亀 二丁目8番9 号

6 居宅介護事業者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 6月1日	株式会社な ごみ	鶴見区東寺 尾二丁目5 番19号	ヘルパーステ ーションなご み	(新)鶴見区東寺 尾二丁目6番 15号 (旧)鶴見区尻手 二丁目2番33 号

7 居宅介護事業者（夜間対応型訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和2年 6月1日	株式会社なごみ	鶴見区東寺尾二丁目5番19号	ヘルパーステーションなごみ	(新) 鶴見区東寺尾二丁目6番15号
				(旧) 鶴見区尻手二丁目2番33号

8 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成28年 8月1日	合同会社寿	保土ヶ谷区上菅田町28番地の2	介護保険センター寿上菅田	(新) 保土ヶ谷区上菅田町922番地
				(旧) 保土ヶ谷区上菅田町285番地の2
令和2年 7月13日	医療法人社団景翠会	金沢区泥亀二丁目8番3号	けいすいケアセンターかなざわ	(新) 金沢区泥亀二丁目13番1号
				(旧) 金沢区泥亀二丁目11番3号
令和2年 8月1日	有限会社上永谷薬局	(新) 磯子区森一丁目10番9号	(新) 上永谷薬局居宅介護事業所	(新) 磯子区森一丁目10番9号
		(旧) 港南区上永谷二丁目11番1号		(旧) 上永谷薬局上郷店
令和2年 9月1日	株式会社フルライフ	南区山王町3丁目24番地の8	(新) フルライフ鶴見	鶴見区鶴見中央四丁目32番1号
			(旧) フルライフ鶴見	

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和2年 7月1日	株式会社クラストアーメデイカル	(新) 戸塚区川上町87番地の4	とまと訪問看護ステーション戸塚平戸	戸塚区平戸一丁目3番21号
		(旧) 戸塚区平戸町1,212番地の62		
令和2年 7月7日	株式会社フオワード	(新) 緑区竹山四丁目1番地の3	しろかも訪問看護ステーション	緑区白山二丁目15番5号

		(旧)保土ヶ谷 区新桜ヶ丘 二丁目10番 16号	
--	--	-----------------------------------	--

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 8月1日	H y u g a P h a r m a c y 株式 会社	福岡県春日 市春日原北 町2丁目2 番1号	(新)きらり薬局 菊名店 (旧)小川薬局	港北区菊名四 丁目2番8号
同	有限会社綾 部ファーマ シー	(新)東京都町 田市鶴川5 丁目10番地 の25 (旧)東京都町 田市小野路 町 1,966 番 地	綾部薬局奈良 北店	青葉区奈良町 1,566 番地の 271
同	H y u g a P h a r m a c y 株式 会社	福岡県春日 市春日原北 町2丁目2 番1号	(新)きらり薬局 東戸塚店 (旧)おーちゃん 薬局	戸塚区品濃町 543 番地の4

11 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 7月15日	株式会社け いすいケア サービス	(新)金沢区泥 亀二丁目13 番1号 (旧)金沢区泥 亀二丁目8 番9号	けいすいケア サービス	(新)金沢区泥 亀二丁目13番1 号 (旧)金沢区泥 亀二丁目8番9 号

12 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和2年 7月15日	株式会社け いすいケア サービス	(新)金沢区泥 亀二丁目13 番1号 (旧)金沢区泥 亀二丁目8 番9号	けいすいケア サービス	(新)金沢区泥 亀二丁目13番1 号 (旧)金沢区泥 亀二丁目8番9 号

13 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所 の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在地
令和2年	株式会社さ	東京都世田	(新)さくらケア	(新)緑区寺山町

6月1日	くらケア	谷区世田谷 1丁目22番 12号	緑訪問介護事 業所	97番地
			(旧)ライトハウ スケア碧	(旧)緑区中山町 917番地の1
令和2年 7月13日	医療法人社 団景翠会	金沢区泥亀 二丁目8番 3号	けいすいケア センターかな ざわ	(新)金沢区泥亀 二丁目13番1 号
				(旧)金沢区泥亀 二丁目11番3 号
令和2年 9月1日	株式会社フ ルライフ	南区山王町 3丁目24番 地の8	(新)フルライフ 鶴見	鶴見区鶴見中 央四丁目32番 1号
			(旧)フルライフ 鶴見	

横浜市告示第 699 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年12月31日	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番12号	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番12号
令和2年4月29日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番地の18	薬樹薬局三ツ沢	神奈川区三ツ沢西町4番11号
令和2年6月29日	薬樹健ナビ株式会社	同	健ナビ薬樹薬局鶴見	鶴見区豊岡町6番9号
同	同	同	健ナビ薬樹薬局希望ヶ丘	旭区中希望ヶ丘132番地
同	株式会社グリーンファーマシー	旭区鶴ヶ峰二丁目30番地の10	グリーン薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1
令和2年6月30日	医療法人社団慶実会	東京都目黒区五本木2丁目54番14号	グレースデンタルクリニック横浜分院	青葉区田奈町78番地の20
令和2年7月24日	株式会社クリエイトエス・ディー	青葉区荏田西二丁目3番地の2	菊名調剤薬局	港北区錦が丘16番14号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年12月31日	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番12号	ミスギ薬局	栄区本郷台二丁目31番12号
令和2年4月29日	薬樹株式会社	大和市西鶴間1丁目9番地の18	薬樹薬局三ツ沢	神奈川区三ツ沢西町4番11号
令和2年6月29日	薬樹健ナビ株式会社	同	健ナビ薬樹薬局鶴見	鶴見区豊岡町6番9号
同	同	同	健ナビ薬樹薬局希望ヶ丘	旭区中希望ヶ丘132番地
同	株式会社グリーンファーマシー	旭区鶴ヶ峰二丁目30番	グリーン薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1

	一 マ シ ー	地 の 10		1
令和2年 6月30日	医療法人社 団慶実会	東京都目黒 区五本木2 丁目54番14 号	グレースデン タルクリニッ ク横浜分院	青葉区田奈町 78番地の20
令和2年 7月24日	株式会社ク リエイトエ ス・ディー	青葉区荏田 西二丁目3 番地の2	菊名調剤薬局	港北区錦が丘 16番14号

横浜市告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年10月1日	加藤薬局上星川店	保土ヶ谷区上星川一丁目1番17号	薬局
同	はなまる薬局上星川店	保土ヶ谷区上星川三丁目2番10号	同
同	ななほし薬局日吉店	港北区箕輪町一丁目24番9号	同
同	ドリーム薬局川井本町店	旭区川井本町106番地の5	同
同	コンソラータ訪問看護ステーション	旭区二俣川1丁目9番地の1	訪問看護
同	O H A N A トータルケアサポート	西区花咲町4丁目11番地	同
同	訪問看護ステーションあやめ横浜旭	旭区中希望が丘146番地の13	同
同	横浜訪問看護リハビリなる	旭区東希望が丘101番地の14	同
同	訪問看護ステーションこころ	栄区桂台西二丁目23番1号	同

横浜市告示第701号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年10月1日	かもめ・みなとみらいクリニック	西区みなとみらい三丁目6番3号	腎臓
同	医療法人横浜平成会平成横浜病院	戸塚区戸塚町500番地	口腔
同	ハックドラッグ鶴ヶ峰薬局	旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1	薬局
同	調剤薬局ツルハドラッグ中山店	緑区台村町350番地	同
同	ひらもと南薬局	瀬谷区瀬谷四丁目5番地の7	同
同	上之薬局	栄区上之町2番地の6	同
同	横浜しろたえ薬局	南区白妙町3丁目34番地の11	同
同	和み訪問看護ステーション	旭区下川井町2,326番地の9	訪問看護
令和2年11月1日	カシワバ薬局馬車道店	中区尾上町5丁目75番地の2	薬局
同	グリーン薬局	中区松影町2丁目7番地の1	同
同	ノヤマ薬局石川町店	中区石川町3丁目107番地の101	同
同	横浜調剤薬局荏田店	青葉区荏田町423番地の2	同
同	ひまわり訪問看護ステーション	旭区今宿一丁目28番2号	訪問看護

横浜市告示第 702 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 6月20日	訪問薬局横浜さくら	(新)南区宮元町2丁目32番地	薬局
		(旧)南区睦町1丁目7番地の1	
令和2年 6月29日	(新)まごころ薬局 踊場店	戸塚区汲沢一丁目1番15号	同
	(旧)賛光薬局		
令和2年 9月1日	人見訪問看護リハビリステーション	(新)都筑区仲町台一丁目7番18号	訪問看護
		(旧)都筑区仲町台一丁目28番7号	

横浜市告示第703号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年8月20日	あさひ薬局二俣川店	旭区二俣川1丁目5番地の5	薬局
令和2年9月30日	訪問看護ステーション白朋苑	南区大岡五丁目14番地の21	訪問看護

横浜市告示第 704 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年10月1日	ななほし薬局日吉店	港北区箕輪町一丁目24番9号	薬局
同	妙蓮寺駅前薬局	港北区菊名一丁目1番8号	同
同	ドリーム薬局川井本町店	旭区川井本町106番地の5	同
同	はなまる薬局上星川店	保土ヶ谷区上星川三丁目2番10号	同
同	つながり訪問看護ステーション青葉	青葉区奈良五丁目28番地の2	訪問看護
同	訪問看護ステーションあるとほ	泉区和泉町7,315番地の11	同
同	O H A N A トータルケアサポート	西区花咲町4丁目11番地	同
同	コンソラーター訪問看護ステーション	旭区二俣川1丁目9番地の1	同
同	医療法人光陽会やすらぎ訪問看護ステーション	磯子区磯子二丁目20番45号	同

横 浜 市 告 示 第 705 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
株 式 会 社 ら い ふ	ホ ー ム ス テ ー シ ョ ン ら い ふ 瀬 谷	瀬 谷 区 相 沢 六 丁 目 4 番 地 の 7	令 和 2 年 10 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横浜市告示第706号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項及び第115条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 ツクイ	ツクイ・サン シャイン保土 ヶ谷	保土ヶ谷区狩 場町164番地 の37	令和2年 10月1日	特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護
同	ツクイ・サン シャイン横浜 戸塚	戸塚区東俣野 町15番地の1	同	同
同	ツクイ・サン シャイン横浜 野毛	中区日ノ出町 1丁目200番 地	同	特定施設入居 者生活介護

横 浜 市 告 示 第 707 号

電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 の 指 定

電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 （ 平 成 7 年 法 律 第 39 号 ）
第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 を 指 定
し た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	東京丸子横浜	港北区綱島東二丁目 1,033 番の 6 地先から 同 区綱島東一丁目 210 番の 3 地内まで
市道	綱島第 375 号線	港北区綱島東一丁目 1,139 番の 1 地内から 同 区同 1,165 番の 1 地先まで
市道	綱島第 155 号線	港北区綱島東一丁目 210 番の 3 地先から 同 区同 1,272 番の 1 地先まで
市道	綱島第84号線	港北区綱島東一丁目 1,132 番の 1 地内から 同 区綱島東二丁目 1,102 番の 1 地先まで

横浜市告示第708号

県道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年10月19日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
東京丸子横浜	港北区菊名四丁目371番の6地先から 鶴見区馬場七丁目1,466番の1地先まで	m 10.79 ないし 27.74	m 260.05
大田神奈川	鶴見区馬場七丁目1,455番の29地先から 神奈川区西寺尾一丁目1,052番の2地先まで	9.74 ないし 58.73	407.14

横浜市告示第709号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年10月19日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
		m	m
北寺尾 第89号線	鶴見区馬場七丁目93番の1地先から 同 区上の宮一丁目92番の5地先まで	5.08 ないし 6.01	40.04
北寺尾 第95号線	鶴見区上の宮一丁目90番の1地先から 同 区馬場七丁目84番の18地先まで	10.30 ないし 19.92	50.17
北寺尾 第168号線	鶴見区馬場七丁目85番の1地先から 同 区同 1,472番の7地先まで	24.16 ないし 48.10	304.44
北寺尾 第181号線	鶴見区馬場七丁目72番の2地先から 同 区同 74番の4地先まで	10.36 ないし 20.81	19.22
北寺尾 第200号線	神奈川区西寺尾一丁目 1,082番の8地先から 同 区同 同 番の4地先まで	23.21 ないし 25.57	75.37
北寺尾 第347号線	神奈川区西寺尾一丁目 777番の1地先から 同 区同 775番の1地先まで	22.96 ないし 30.48	117.64
鶴見駅三ツ沢線	鶴見区馬場一丁目 1,497番の1地先から 神奈川区西寺尾一丁目 777番の1地先まで	15.94 ないし 29.37	146.24

横浜市告示第 710 号

市道区域の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域の供用を開始する。

その関係図面は、横浜市道路局道路部路政課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

1 道路区域の供用開始の期日

令和2年10月21日

2 路線名及び道路の区域

路線名	区間	幅員	延長
高速横浜環状北線	鶴見区馬場七丁目 1,463 番の4地先から	m	m
	同 区馬場一丁目 1,434 番の38地先まで	68.55 ないし 159.32	102.25

横浜市告示第 711 号

横浜市港湾施設条例施行規則第 25 条の規定に基づく制限区域の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例施行規則第 25 条の規定に基づく制限区域の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 107 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 10 月 15 日

横浜市長 林 文子

第 1 項の表中

「

南本牧ふ頭 MC－1号岸壁前面区域	350	90
同 MC－2号岸壁前面区域	350	90
同 MC－3号岸壁前面区域	478	90
金沢木材ふ頭岸壁前面区域	187	65

」

を

「

南本牧ふ頭 MC－1号岸壁前面区域	375	90
同 MC－2号岸壁前面区域	375	90
同 MC－3号岸壁前面区域	441	90
同 MC－4号岸壁前面区域	500	90
金沢木材ふ頭岸壁前面区域	187	65

」

に、

「

J X T G エネルギー横浜製造所 B 栈橋前面区域	150	63
根岸地区 J X T G エネルギー株式会社根岸製油所 A 栈橋前面区域	1,065	90
根岸地区 J X T G エネルギー株式会社根岸製油所 B 栈橋前面区域	336	90

」

を

「

E N E O S 株式会社横浜製造所 B 栈橋前面区域	150	63
根岸地区 E N E O S 株式会社根岸製油所 A 栈橋前面区域	1,065	90
根岸地区 E N E O S 株式会社根岸製油所 B 栈橋前面区域	336	90

」

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 567 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 9 月 17 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 わ く わ く ヴ ィ レ ッ ジ	杉 村 長 世	緑 区 北 八 朔 町 1,842 番 地 の 4	こ の 法 人 は 、 地 域 社 会 の 皆 様 に 対 し て 、 水 田 の 有 機 水 稲 栽 培 に よ る 保 持 を 目 的 と し た 体 験 研 修 ・ 普 及 、 有 機 野 菜 、 ハ ー ブ 等 の 生 育 ・ 普 及 、 荒 廃 竹 林 ・ 森 林 の 整 備 方 法 、 竹 材 を 利 用 し た 物 品 の 製 造 ・ 普 及 、 竹 笛 文 化 の 継 承 ・ 教 育 、 間 伐 材 等 を 活 用 し た 木 工 品 の 製 造 ・ 普 及 等 を 行 い 、 中 山 間 地 域 の 振 興 、 学 術 ・ 文 化 、 芸 術 の 振 興 、 環 境 の 保 全 を 図 る 活 動

			等の事業を行い、持続可能な地域共生社会の創造を目的とします。
--	--	--	--------------------------------

横浜市公告第 568 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所所在地	定款に記載された目的
令和2年 9月28日	N P O 法人 カプカプ	西 山 哲 也	旭区上白根 町 891 番地	この法人は、 障害（児）者 の地域生活を 支援し、地域 における社会 福祉の増進に 寄与すること を目的とする 。
令和2年 9月29日	特定非営利 活動法人横 浜ダルク・ ケア・セン ター	平 尾 讓	南区宿町2 丁目44番地 の5	この法人は薬 物依存症（以 下「依存症」 という。）を はじめとする 障害のある人 々に対して、 依存症からの 回復、自立生 活の実現、社 会復帰・社会 参加の促進に 関する支援及 び依存症や障 害に対する社 会的理解の促 進に関する事 業等を行い、 精神保健及び 障害福祉に寄

				与することを 目的とする。
令和2年 9月29日	特定非営利 活動法人コ ロンブスア カデミー	渡 辺 克 美	磯子区東町 9番9号	変更前 この法人は 、不登校な いし引きこ もりなどた め、または その状態を 継続してい るために、 一般的な就 職などによ る社会的な 自立が困難 になると予 想される、 または現在 に困難に青 少年（以下 「青少年」 といい）に 対して不登 校ないし引 きこもりな かる状況か ら脱却する 機会を提 し、社会的 自立を 援助する 活動として 社会参加 及び 模擬的 な 体験 の 提 案 を 事

者（以下・
「こども」
若う）やそ
家族に對し
、社会的自
立を指す
ため多様な
で多彩なプ
ログラム
提供や経済
的困窮を
む社会的な
孤立による
生きづらさ
を地域社会
に理解を求
めるとして
通し、若者
が各人の個
性が人々の
社会的自立
、社会参加
を可能にす
るため社会
資源につな
ぐこと、幼
少期の切支
援を通じ校
、ひきこも
りや多様な
社会の孤立
の防寄

				ることを目的とする。
--	--	--	--	------------

横浜市公告第 569 号

市民文化会館の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市民文化会館の指定管理者の指定（平成28年1月横浜市公告第6号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市市民文化会館関内ホール	西区西平沼町6番1号	(株) t v k コミュニケーションズ・(株) テレビ神奈川・(株) 横浜メディアアド・(株) 清光社・(公財) 横浜市芸術文化振興財団共同事業者 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ 代表取締役社長 熊谷典和	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザ	同	(株) t v k コミュニケーションズ・(公財) 横浜市芸術文化振興財団・(株) 清光社・(株) 横浜メディアアド共同事業者 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ 代表取締役社長 熊谷典和	同

横 浜 市 公 告 第 570 号

横 浜 市 民 ギ ャ ラ リ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 民 ギ ャ ラ リ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 （ 平 成 28 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 7 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 山 下 町 2 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 / 西 田 装 美 株 式 会 社 共 同 事 業 体 代 表 者 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

横浜市公告第 571 号

久良岐能舞台の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、久良岐能舞台の指定管理者の指定（平成28年1月横浜市公告第8号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

指定管理者		指定の期間
所在地	名 称	
東京都港区 芝4丁目1 番23号	株式会社シグマコ ミュニケーション ズ 代表取締役社長 村 上 雅 弘	平成28年4月1日から 令和4年3月31日まで

横 浜 市 公 告 第 572 号

横 浜 に ぎ わ い 座 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 に ぎ わ い 座 の 指 定 管 理 者 の 指 定 (平 成 28 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 9 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 山 下 町 2 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	平 成 28 年 4 月 1 日 から 令 和 4 年 3 月 31 日 まで

横浜市公告第 573 号

公園の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公園の指定管理者の指定（平成28年1月横浜市公告第5号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
港の見える丘公園（教養施設に限る。）	中区山下町2番地	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 理事長 近藤 誠 一	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
本牧市民公園（体験学習施設に限る。）	埼玉県朝霞市上内間木514番地の2	シンリュウ株式会社 代表取締役社長 小澤 忠	同
長浜野口記念公園（集会施設に限る。）	神奈川県栄町5番地の1	横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同事業体 代表者 株式会社横浜メディアアド 代表取締役社長 三浦 彰 久	同
大倉山公園（集会施設に限る。）	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	日比谷花壇・西田装美共同事業体 代表者 株式会社日比谷花壇 代表取締役社長 宮島 浩 彰	同

横 浜 市 公 告 第 574 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年10月15日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル戸塚

戸塚区吉田町台ノ前 778 番地の1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武 美

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地の1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) イオン戸塚店 戸塚区吉田町台ノ前 778 番地の1ほか	イオンスタイル戸塚 戸塚区吉田町台ノ前 778 番地の1ほか
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武 美 千葉市美浜区中瀬1 丁目5番地の1 ほか未定	イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武 美 千葉市美浜区中瀬1 丁目5番地の1 ほか1者

(4) 変更の年月日

令和2年3月10日

(5) 変更した理由

店舗名称変更のため ほか

2 届出年月日

令 和 2 年 9 月 28 日

3 縦 覧 場 所

中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10

横 浜 市 経 済 局 市 民 経 済 労 働 部 商 業 振 興 課

横浜市公告第 575 号

横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センターの指定管理者の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市総合リハビリテーションセンター及び福祉機器支援センターの指定（平成28年1月横浜市公告第13号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市反町福祉機器支援センター、横浜市泥亀福祉機器支援センター及び横浜市中山福祉機器支援センター	港北区鳥山町 1,770 番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 大八木 雅之	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

横 浜 市 公 告 第 576 号

横 浜 市 障 害 者 ス ポ ー ツ 文 化 セ ン タ ー 横 浜 ラ ポ ー ル の 指 定
管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 障 害 者 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 横 浜 ラ ポ ー ル の 指 定 管 理 者
の 指 定 (平 成 28 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 15 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
港 北 区 鳥 山 町 1,770 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団 理 事 長 大 八 木 雅 之	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 まで

横浜市公告第 577 号

横浜市障害者スポーツ文化センターの指定管理者の指定
の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市障害者スポーツセンターの指定管理者の指定（平成31年1月横浜市公告第36号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港北区鳥山町1,770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 大八木 雅之	令和2年1月10日から令和4年3月31日まで

横 浜 市 公 告 第 578 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き 、 土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
25 年 10 月 横 浜 市 公 告 第 843 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
中 区 錦 町 38 番 の 5 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
水 銀 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 579 号

公園の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公園の指定管理者の指定（平成28年1月横浜市公告第40号）の一部を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

三ツ沢公園（体育館を除く。）、根岸森林公園、みその公園（文化体験施設に限る。）、こども自然公園（自然体験施設に限る。）、根岸なつかし公園（文化体験施設に限る。）、大塚・歳勝土遺跡公園（文化体験施設に限る。）、都筑中央公園（自然体験施設に限る。）、茅ヶ崎公園（自然体験施設に限る。）、舞岡公園（自然体験施設に限る。）、本郷ふじやま公園（文化体験施設に限る。）、天王森泉公園（文化体験施設に限る。）及び長屋門公園（文化体験施設に限る。）の項を次のように改める。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
三ツ沢公園 （体育館を除く。）	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・スポーツ協会グループ 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 福 山 一 男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
根岸森林公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 伊 藤 智 司	同
みその公園 （文化体験施設に限る。）	鶴見区獅子ヶ谷三丁目10番2号	みその公園「横溝屋敷」管理委員会 会長 小 山 和 雄	同
こども自然公園（自然体験施設に限る。）	旭区大池町65番地の1	特定非営利活動法人こども自然公園どろんこクラブ 理事長 佐々木 明 男	同
根岸なつかし公園（文化体験施設	磯子区下町10番	特定非営利活動法人根岸なつかし公園旧柳下邸管理委	同

に限る。)		員会 理事長 倉澤正子	
大塚・歳勝 土遺跡公園 (文化体験 施設に限る 。)	都筑区大柵 西2番	NPO法人都筑民 家園管理運営委員 会 理事長 岡本政治	同
都筑中央公 園(自然体 験施設に限 る。)	都筑区茅ヶ 崎中央57番 8号	特定非営利活動法 人都筑里山倶楽部 理事長 長沼義雄	同
茅ヶ崎公園 (自然体 験施設に限 る。)	都筑区茅ヶ 崎南一丁目 4番	特定非営利活動法 人茅ヶ崎公園自然 生態園管理運営委 員会 理事長 岸重行	同
舞岡公園(自 然体験施設 に限る。)	戸塚区南舞 岡四丁目38 番13号	特定非営利活動法 人舞岡・やとひと 未来 理事長 草間敏保	同
本郷ふじや ま公園(文 化体験施設 に限る。)	栄区鍛冶ヶ 谷一丁目20 番	本郷ふじやま公園 運営委員会 会長 保坂順弥	同
天王森泉公 園(文化体 験施設に限 る。)	泉区和泉町 300番地	天王森泉公園運営 委員会 会長 池原正	同
長屋門公園 (文化体験 施設に限る 。)	瀬谷区阿久 和東一丁目 17番地	長屋門公園歴史体 験ゾーン運営委員 会 会長 山田邦夫	同

横浜市公告第 580 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文 子

公園の名称	位 置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
吉田下打越公園	戸塚区吉田町 1,374 番の 14	別図のとおり 349 m ²	立入禁止	令和2年10月15日から令和2年12月25日まで
吉田町大谷公園	戸塚区吉田町 1,724 番の 14	別図のとおり 2,065 m ²	立入禁止	令和2年10月15日から令和3年3月29日まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 581 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 2 年 9 月 1 日	00099	平 和 工 業 株 式 会 社	(新) 高 木 寛 之	中 区 小 港 町 1 丁 目 14 番 地 の 3
			(旧) 中 山 京 一	

横 浜 市 公 告 第 582 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 8 月 20 日 第 31 開 207 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 三 枚 町 266 番 地 の 6
株 式 会 社 三 枚 不 動 産
代 表 取 締 役 織 茂 誠 一
神 奈 川 区 三 枚 町 640 番 地
株 式 会 社 宮 武 不 動 産
代 表 取 締 役 餅 田 一 男
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 羽 沢 町 916 番 の 4 、 916 番 の 26 の 一 部 及 び 916 番 の 45
の 一 部

横 浜 市 公 告 第 583 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 3 月 16 日 第 31 開 1315 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 3 丁 目 1 番 1 号
出 光 興 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 木 藤 俊 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 舞 岡 町 2,612 番 の 4 及 び （ 筆 界 未 定 3,111 番 の 2 、 3,
111 番 の 4 、 3,111 番 の 12 、 3,111 番 の 13 、 3,111 番 の 15 ） の 各
一 部

横 浜 市 公 告 第 584 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 4 月 1 日 第 31 開 909 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号
京 急 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 坂 齊 素 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
磯 子 区 洋 光 台 一 丁 目 9 番 の 15

横 浜 市 公 告 第 585 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号
第 2020 ・ 12 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 2 年 10 月 1 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.86 m
- 5 指 定 の 場 所
緑 区 中 山 四 丁 目 168 番 の 4 、 170 番 の 2 及 び 179 番 の 5
- 6 申 請 者 の 氏 名
岩 間 友 明

横 浜 市 公 告 第 586 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止する道路の指定番号
第 49 ・ 14 ・ 8 号
- 2 廃止年月日
令 和 2 年 9 月 17 日
- 3 廃止する道路の幅員
4.50 m 及び 6.50 m
- 4 廃止する道路の延長
154.45 m
- 5 廃止の場所
瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 468 番 の 25 地 先 から 514 番 の 14 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 587 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 66 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 10 月 1 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
60.20 m
- 5 廃 止 の 場 所
港 南 区 上 大 岡 東 二 丁 目 29 番 の 12 地 先 か ら 876 番 の 26 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 588 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 40 ・ 123 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 9 月 29 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
137.08 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 白 百 合 二 丁 目 743 番 の 8 地 先 か ら 912 番 の 51 地 先 ま で

区 告 示

鶴見区告示第9号（令和2年9月25日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、上の宮自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月25日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変 更 前	変 更 後
事務所	鶴見区上の宮一丁目8番12号	鶴見区上の宮一丁目28番
規約に定める目的	会は、民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員の相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を目的とする。	本会は、民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ、会員の相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上発展を目的とする。
区域	鶴見区上の宮一丁目の一部、上の宮二丁目の全域、馬場七丁目の一部及び獅子ヶ谷三丁目の一部	鶴見区上の宮一丁目全域、上の宮二丁目全域、馬場七丁目1番及び獅子ヶ谷三丁目30番及び32番の区域ただし、上の宮一丁目1番、2番、5番から7番までを除く

鶴見区告示第10号（令和2年9月28日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、鶴見下第三町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年9月28日

横浜市鶴見区長 森 健 二

変更した事項	変更前	変更後
規約に定める目的	自治の精神を養い、公共の福祉を増進し、生活の向上発展に努める。	本会は自治の精神を養い、公共の福祉を増進し、生活の向上発展を目的とする。
区域	鶴見区鶴見中央四丁目2番2号から2番9号まで、3番から8番まで、10番から15番まで、18番13号、19番8号、38番22号及び40番から44番まで並びに鶴見中央五五丁目1番、2番13号、2番14号、2番18号、3番、10番2号から10番8号まで、10番12号、10番27号、11番9号及び11番12号から11番26号までの区域	鶴見区鶴見中央一丁目31番22号、鶴見中央四丁目2番2号から2番9号まで、3番から15番まで、18番13号、19番8号、38番22号及び40番から44番まで並びに鶴見中央五五丁目1番、2番13号、2番14号、2番18号、3番、8番1号、10番2号から10番8号まで、10番11号、10番12号、10番27号、11番9号及び11番12号から11番26号までの区域

金 沢 区 告 示 第 13 号 （ 令 和 2 年 10 月 6 日 掲 示 済 ）

認 可 地 縁 団 体 の 告 示 事 項 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 11 項 の 規 定 に
基 づ き 、 城 山 自 治 会 か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 6 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所	菊 地 裕 美 金 沢 区 金 沢 町 49 番 地 の 61	百 瀬 清 金 沢 区 谷 津 町 40 番 地 の 147

区 公 告

保土ヶ谷区公告第 130 号（令和 2 年 9 月 28 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 2 年 9 月 28 日

横浜市保土ヶ谷区長 出 口 洋 一

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 74 — 96 浜 横浜	令和 2 年 1 月 1 日
横 40 — 83 浜 横浜	令和 2 年 1 月 7 日
横 74 — 90 浜 横浜	令和 2 年 5 月 12 日

横浜市西区公告第 161 号（令和 2 年 9 月 30 日 掲 示 済）

横浜市西地区センター等の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、横浜市西地区センター等の指定管理者の指定（平成 28 年西区公告第 1 号）を次のように変更した。

令和 2 年 9 月 30 日

横浜市西区長 寺 岡 洋 志

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市西地区 及び横浜市 西公会堂	東京都目黒区 東山 1 丁目 目 5 番 4 号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野文孝	平成 28 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで
横浜市藤棚 地区センタ ー	西区藤棚町 1 丁目 55 番 地の 3	一般社団法人西区 区民利用施設協会 代表理事 金子勝雄	同
横浜市浅間 コミュニテ ィハウス	同	同	平成 28 年 9 月 26 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで
横浜市戸部 コミュニテ ィハウス	同	同	平成 28 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで
横浜市平沼 集会所	同	同	同
横浜市境之 谷公園こど もログハウ ス	同	同	同
横浜市西ス ポーツセン ター	中区尾上町 6 丁目 81 番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口宏	同
老人福祉セ ンター横浜 市野毛山荘	中区桜木町 1 丁目 1 番 地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議 会 会長 荒木田百合	同

神奈川県公告第 397 号（令和 2 年 10 月 1 日 掲 示 済）

横浜市神奈川地区センター等の指定管理者の指定の変更
 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に
 基づき、横浜市神奈川地区センター等の指定管理者の指定（平成 27
 年 12 月神奈川区公告第 235、236、237、240、241 号）を次のよ
 うに変更した。

令和 2 年 10 月 1 日

横浜市神奈川区長 高 田 靖

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市神奈川地区センター	神奈川県幸ヶ谷 4 番地	特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ 理事長 関 口 力	平成 28 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日まで
横浜市神之木地区センター	同	同	同
横浜市神大寺地区センター	同	同	同
横浜市菅田地区センター	同	同	同
横浜市幸ヶ谷公園コミュニティハウス	同	同	同
横浜市幸ヶ谷集会所	神奈川県栄町 12 番地	横浜市幸ヶ谷集会所 運営委員会 会長 藤 本 正 子	同
横浜市松見集会所	神奈川県松見町 1 丁目 10 番地の 1	横浜市松見集会所 運営委員会 会長 堀 江 芳 雄	同
横浜市羽沢スポーツ会館	神奈川県羽沢町 1,700 番地の 1	羽沢スポーツ会館 運営委員会 会長 住 谷 勇	同
横浜市神大寺中央公園こどもハウス	神奈川県幸ヶ谷 4 番地	特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ 理事長 関 口 力	同
老人福祉セ	同	同	同

ンター横浜 市うらしま 荘			
横浜市神奈 川スポーツ センター	中区尾上町 6丁目81番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	同
横浜市神奈 川区民文化 センター	神奈川区栄 町5番地の 1	横浜メディアアド ・清光社共同事業 体構成団体 株式会社メディア アド 代表取締役社長 三浦 彰 久	同

港南区公告第 116 号（令和 2 年 10 月 2 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 2 年 10 月 2 日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 28 - 76 浜 横浜	令和元年5月22日
横 93 - 32 浜 横浜	令和元年9月28日
横 93 - 36 浜 横浜	平成30年9月8日

磯子区公告第99号（令和2年10月5日掲示済）

横浜市磯子地区センター及び横浜市喜楽荘等の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市磯子地区センター及び横浜市喜楽荘等の指定管理者の指定（平成27年12月磯子区公告第93号）を次のように変更した。

令和2年10月5日

横浜市磯子区長 猪 俣 宏 幸

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市磯子地区センター及び横浜市喜楽荘	磯子区磯子三丁目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用施設協会 会 長 三 上 勇 夫	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市上中里地区センター	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	同
横浜市杉田地区センター	磯子区磯子三丁目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用施設協会 会 長 三 上 勇 夫	同
横浜市根岸地区センター	同	同	同

磯子区公告第100号（令和2年10月5日揭示済）

横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の指定（平成28年1月磯子区公告第1号）を次のように変更した。

令和2年10月5日

横浜市磯子区長 猪 俣 宏 幸

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区尾上町 6丁目81番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

磯子区公告第 101 号（令和 2 年 10 月 5 日 掲 示 済）

洋光台駅前公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、洋光台駅前公園こどもログハウスの指定管理者の指定（平成 27 年 12 月磯子区公告第 92 号）を次のように変更した。

令和 2 年 10 月 5 日

横浜市磯子区長 猪 俣 宏 幸

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
磯子区磯子三丁目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用施設協会 会 長 三 上 勇 夫	平成 28 年 4 月 1 日 から令和 4 年 3 月 31 日 まで

鶴見区公告第140号（令和2年10月8日掲示済）

横浜市潮田地区センター等の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市潮田地区センター等の指定管理者の指定（平成28年1月25日横浜市公告第11号）を次のように変更した。

令和2年10月8日

横浜市鶴見区長 森 健 二

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市潮田地区センター	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会の理事長 土田和男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市駒岡地区センター	東京都目黒区下目黒一丁目1番11号	アクティオ株式会社代表取締役 淡野文孝	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市末吉地区センター	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会の理事長 土田和男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市生麦地区センター	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会の理事長 土田和男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市矢向地区センター	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会の理事長 土田和男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市潮田公園コミュニティハウス	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会の理事長 土田和男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市寺尾地区センター及び鶴寿市鶴荘	鶴見区鶴見中央三丁目2番1号	特定非営利活動法人鶴見区民地域活動協会の理事長 土田和男	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市鶴見スポーツセンター	中区尾上町六丁目81番地	公益財団法人横浜協会代表理事 山口 宏	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

横 浜 市 鶴 見 区 民 文 化 セ ン タ ー	西 区 岡 野 二 丁 目 6 番 6 号	神 奈 川 共 立 ・ ハ リ マ ビ ス テ ム 共 同 事 業 体 取 締 役 代 表 森 山 英 明	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 白 幡 公 園 こ ど も ス ロ グ ハ ウ ス	鶴 見 区 鶴 見 中 央 三 丁 目 2 番 1 号	特 定 非 営 利 活 動 法 人 鶴 見 区 民 地 域 活 動 協 会 理 事 長 田 和 男	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

中区公告第 434 号

横浜市中スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市中スポーツセンターの指定管理者の指定（平成28年1月中区公告第6号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市中区長 直井ユカリ

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中ス ポーツセン ター	中区尾上町 6丁目81番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

中 区 公 告 第 435 号

横浜市竹之丸地区センター等の指定管理者の指定の変更
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に
 基づき、横浜市竹之丸地区センター等の指定管理者の指定（平成28
 年1月中区公告第7号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市中区長 直 井 ユカリ

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市竹之丸地区センター	中区野毛町3丁目160番地の4	一般社団法人中区民活動支援協会 会長 松 澤 秀 夫	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市野毛地区センター	同	同	同
横浜市本牧地区センター	中区山下町1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	同
横浜市中本牧コミュニティハウス及び横浜上台集会所	中区野毛町3丁目160番地の4	一般社団法人中区民活動支援協会 会長 松 澤 秀 夫	同

中 区 公 告 第 436 号

老人福祉センター横浜市麦田清風荘の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市麦田清風荘の指定管理者の指定（平成28年1月中区公告第8号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横 浜 市 中 区 長 直 井 ユ カ リ

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
老人福祉センター横浜市麦田清風荘	中区野毛町 3丁目160 番地の4	一般社団法人中区 民活動支援協会 会長 松 澤 秀 夫	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

中 区 公 告 第 437 号

柏葉公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、柏葉公園こどもログハウスの指定管理者の指定（平成28年1月中区公告第9号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横 浜 市 中 区 長 直 井 ユ カ リ

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
柏葉公園こどもログハウス	中区野毛町3丁目160番地の4	一般社団法人中区民活動支援協会 会長 松澤秀夫	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

南区公告第 162 号

横浜市南公会堂の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市南公会堂の指定管理者の指定（平成28年1月南区公告第3号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市南区長 松山弘子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
東京都港区 芝4丁目1 番23号	株式会社シグマ コミュニケーションズ 代表取締役社長 村上雅弘	平成28年4月23日 から令和4年3月 31日まで

南 区 公 告 第 163 号

横 浜 市 大 岡 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 大 岡 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定 (平 成 28 年 1 月 南 区 公 告 第 13 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 南 区 長 松 山 弘 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 大 岡 地 区 セ ン タ ー	南 区 浦 舟 町 3 丁 目 46 番 地	特 定 非 営 利 活 動 法 人 施 設 協 会 大 津 幸 雄	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 永 田 地 区 セ ン タ ー	東 京 都 目 黒 区 東 山 1 丁 目 5 番 4 号	ア ク テ イ オ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 淡 野 文 孝	同
横 浜 市 別 所 コ ミ ュ ニ テ イ ハ ウ ス	南 区 浦 舟 町 3 丁 目 46 番 地	特 定 非 営 利 活 動 法 人 施 設 協 会 大 津 幸 雄	同
横 浜 市 六 ツ 川 一 丁 目 コ ミ ュ ニ テ イ ハ ウ ス	同	同	同
横 浜 市 睦 々 コ ミ ュ ニ テ イ ハ ウ ス	同	同	同
横 浜 市 六 ツ 川 ス ポ ー ツ 会 館	同	同	同
横 浜 市 南 地 区 セ ン タ ー 及 び 横 浜 市 南 寿 荘	同	同	同

南区公告第 164 号

横浜市南スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市南スポーツセンターの指定管理者の指定（平成28年1月南区公告第4号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜南区長 松山弘子

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区尾上町 6丁目81番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

南 区 公 告 第 165 号

横 浜 市 永 田 み な み 台 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者
の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 永 田 み な み 台 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の
指 定 (平 成 28 年 1 月 南 区 公 告 第 2 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 南 区 長 松 山 弘 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
南 区 浦 舟 町 3 丁 目 46 番 地	特 定 非 営 利 活 動 法 人 み な み 区 民 利 用 施 設 協 会 理 事 長 大 津 幸 雄	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

金 沢 区 公 告 第 80 号

横 浜 市 釜 利 谷 地 域 ケ ア プ ラ ザ 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 釜 利 谷 地 域 ケ ア プ ラ ザ 等 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 釜 利 谷 地 域 ケ ア プ ラ ザ	金 沢 区 釜 利 谷 南 二 丁 目 8 番 1 号	社 会 福 祉 法 人 す み な す 会 理 事 長 村 上 友 利	令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 泥 亀 地 域 ケ ア プ ラ ザ	西 区 桜 木 町 6 丁 目 31 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会 理 事 長 坂 本 連	同
横 浜 市 富 岡 地 域 ケ ア プ ラ ザ	港 南 区 下 永 谷 四 丁 目 21 番 10 号	社 会 福 祉 法 人 同 塵 会 理 事 長 松 井 住 仁	同
横 浜 市 並 木 地 域 ケ ア プ ラ ザ	中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 荒 木 田 百 合	同
横 浜 市 西 金 沢 地 域 ケ ア プ ラ ザ	西 区 北 幸 二 丁 目 8 番 4 号	社 会 福 祉 法 人 昂 理 事 長 鈴 木 修	同
横 浜 市 能 見 台 地 域 ケ ア プ ラ ザ	東 京 都 港 区 三 田 1 丁 目 4 番 28 号	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 長 正 木 義 博	同
横 浜 市 六 浦 地 域 ケ ア プ ラ ザ	同	同	同

金 沢 区 公 告 第 81 号

横 浜 市 金 沢 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 の 指 定 管 理 者 の 指 定
 地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
 基 づ き 、 横 浜 市 金 沢 区 福 祉 保 健 活 動 拠 点 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の
 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
金 沢 区 泥 亀 一 丁 目 21 番 5 号	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 金 沢 区 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 増 田 一 行	令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 8 年 3 月 31 日 ま で

港北区公告第 116 号

横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市篠原地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月15日

横浜市港北区長 栗田 るみ

施設名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
横浜市篠原地域ケアプラザ	中区桜木町1丁目1番地	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長 荒木田 百合	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
横浜市下田地域ケアプラザ	港北区新吉田町 6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村 松 紀美枝	同
横浜市城郷小机地域ケアプラザ	旭区下川井町 360番地	社会福祉法人秀峰会 理事長 櫻 井 大	同
横浜市高田地域ケアプラザ	港北区新吉田町 6,051番地	社会福祉法人緑峰会 理事長 高 田 優 一	同
横浜市樽町地域ケアプラザ	港北区新吉田町 6,001番地の6	社会福祉法人横浜共生会 理事長 村 松 紀美枝	同
横浜市大豆戸地域ケアプラザ	西区桜木町6丁目31番地	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会 理事長 坂 本 連	同

港 北 区 公 告 第 117 号

横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市港北区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の
 者を指定した。

令和2年10月15日

横浜市港北区長 栗 田 る み

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
港北区大豆 戸町13番地 の1	社会福祉法人横浜 市港北区社会福祉 協議会 会長 加藤 修	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで

緑区公告第180号

横浜市十日市場地域ケアプラザ等の指定管理者の指定
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に
 基づき、横浜市十日市場地域ケアプラザ等の指定管理者として、次
 の者を指定した。

令和2年10月15日

横浜市緑区長 岡田 展生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市十日市場地域ケアプラザ	泉区和泉町 6,181番地 の2	社会福祉法人神奈川 県匡済会 理事長 渡 邊 俊 郎	令和3年4月1日 から令和8年3月 31日まで
横浜市長津田地域ケアプラザ	中区桜木町 1丁目1番 地	社会福祉法人横浜 市社会福祉協議会 会長 荒木田 百 合	同
横浜市中山地域ケアプラザ	西区桜木町 6丁目31番 地	社会福祉法人横浜 市福祉サービス協 会 理事長 坂 本 連	同
横浜市東本郷地域ケアプラザ	中区常盤町 1丁目7番 地	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会 理事長 佐 竹 博	同
横浜市山下地域ケアプラザ	緑区西八朔 町 773 番 地 の 2	社会福祉法人ふじ 寿か会 理事長 前 田 順 啓	供用開始の日から 令和7年3月31日 まで

緑区公告第 181 号

横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市緑区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月15日

横浜市緑区長 岡 田 展 生

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
緑区中山2丁目1番1号	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会 会長 大 谷 務	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

緑 区 公 告 第 182 号

横 浜 市 十 日 市 場 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 十 日 市 場 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定 （ 平 成 28 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 1 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 緑 区 長 岡 田 展 生

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 十 日 市 場 地 区 セ ン タ ー	東 京 都 目 黒 区 東 山 1 丁 目 5 番 4 号	ア ク テ ィ オ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 淡 野 文 孝	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で
横 浜 市 長 津 田 地 区 セ ン タ ー	中 区 山 下 町 1 番 地	株 式 会 社 清 光 社 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 真	同
横 浜 市 中 山 地 区 セ ン タ ー	緑 区 中 山 二 丁 目 1 番 1 号	一 般 社 団 法 人 緑 区 区 民 利 用 施 設 協 会 理 事 長 大 谷 務	同
横 浜 市 白 山 地 区 セ ン タ ー	中 区 蓬 萊 町 2 丁 目 4 番 地 の 1	特 定 非 営 利 活 動 法 人 建 物 管 理 ネット ワ ー ク 理 事 長 谷 川 弘 一	同
横 浜 市 十 日 市 場 ス ポ ー ツ 会 館	緑 区 中 山 二 丁 目 1 番 1 号	一 般 社 団 法 人 緑 区 区 民 利 用 施 設 協 会 理 事 長 大 谷 務	同

緑区公告第 183 号

横浜市緑公会堂の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市緑公会堂の指定管理者の指定（平成28年1月緑区公告第2号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市緑区長 岡 田 展 生

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区山下町 1番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	平成28年5月15日 から令和4年3月 31日まで

緑区公告第184号

横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の指定（平成28年1月緑区公告第3号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市緑区長 岡田 展生

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区尾上町 6丁目81番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

緑 区 公 告 第 185 号

横 浜 市 緑 ほ の ぼ の 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 緑 ほ の ぼ の 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定 (平 成 28 年 1 月 緑
区 公 告 第 4 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 緑 区 長 岡 田 展 生

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
泉 区 和 泉 町 6,181 番 地 の 2	社 会 福 祉 法 人 神 奈 川 県 匡 済 会 理 事 長 渡 邊 俊 郎	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

緑 区 公 告 第 186 号

横 浜 市 霧 が 丘 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定
の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 霧 が 丘 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 （
平 成 28 年 1 月 緑 区 公 告 第 5 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 緑 区 長 岡 田 展 生

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
緑 区 霧 が 丘 二 丁 目 3 番 地 の 9	横 浜 市 霧 が 丘 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス 運 営 委 員 会 会 長 塚 田 順 一	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

青葉区公告第56号

横浜市美しが丘西地区センター等の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市美しが丘西地区センター等の指定管理者の指定（平成28年1月青葉区公告第1号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市青葉区長 小澤 明 夫

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市美しが丘西地区センター	青葉区あざみ野2丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市大場みすずが丘地区センター	東京都目黒区東山1丁目5番4号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡 野 文 孝	同
横浜市奈良地区センター	青葉区あざみ野2丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	同
横浜市藤が丘地区センター	中区蓬莱町2丁目4番地の1	特定非営利活動法人建物管理ネットワーク 理事長 谷 川 弘 一	同
横浜市山内地区センター	青葉区あざみ野2丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	同
横浜市若草台地区センター	青葉区あざみ野2丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	同
横浜市青葉台コミュニティハウス	青葉区あざみ野2丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	同
横浜市新石	青葉区あざ	公益社団法人横浜	同

川スポーツ 会館	み野2丁目 9番地の22	市民施設協会 代表理事 松澤孝郎	
-------------	-----------------	------------------------	--

青 葉 区 公 告 第 57 号

横 浜 市 荏 田 西 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 の
変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 荏 田 西 コ ミ ュ ニ テ ィ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 （ 平
成 27 年 10 月 青 葉 区 公 告 第 119 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
青 葉 区 あ ざ み 野 2 丁 目 9 番 地 の 22	公 益 社 団 法 人 横 浜 市 民 施 設 協 会 代 表 理 事 松 澤 孝 郎	平 成 28 年 1 月 9 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

青 葉 区 公 告 第 58 号

横 浜 市 ユ ー ト ピ ア 青 葉 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 ユ ー ト ピ ア 青 葉 の 指 定 管 理 者 の 指 定 (平 成 28 年 1 月
青 葉 区 公 告 第 2 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 桜 木 町 1 丁 目 1 番 地	社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長 荒 木 田 百 合	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

青 葉 区 公 告 第 59 号

美しが丘公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、美しが丘公園こどもログハウスの指定管理者の指定（平成28年1月青葉区公告第3号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横 浜 市 青 葉 区 長 小 澤 明 夫

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
青葉区あざみ野2丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 代表理事 松 澤 孝 郎	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

青葉区公告第60号

横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の指定（平成28年1月青葉区公告第4号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市青葉区長 小澤 明 夫

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
東京都品川区東品川4丁目10番1号	コナミスポーツ・東急コミュニティ共同事業体 代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長 有坂 順一	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで

戸塚区公告第90号

横浜市上矢部地区センター等の指定管理者の指定の変更
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に
 基づき、横浜市上矢部地区センター等の指定管理者の指定（平成28
 年1月戸塚区公告第1号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市戸塚区長 吉 泉 英 紀

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市上矢部地区センター	戸塚区戸塚町2,241番地の1	共同事業体NPO みんなのまちづくりクラブ・NPO 建物管理ネットワーク 代表者 特定非営利活動法人みんなのまちづくりクラブ 理事長 合 田 加 奈 子	平成28年4月1日から令和4年3月31日まで
横浜市大正地区センター	戸塚区戸塚町127番地	公益社団法人とつか区民活動支援協会 理事長 原 一 男	同
横浜市東戸塚地区センター	同	同	同
横浜市舞岡地区センター	中区常盤町1丁目7番地	公益財団法人横浜YMCA 理事長 工 藤 誠 一	同
横浜市倉田コミュニティハウス	泉区中田西一丁目11番2号	社会福祉法人開く社会 理事長 鈴 木 正 明	同
横浜市戸塚地区センター及び横浜市戸塚公会	戸塚区戸塚町127番地	公益社団法人とつか区民活動支援協会 理事長	同

堂

原

一

男

戸 塚 区 公 告 第 91 号

横 浜 市 戸 塚 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 戸 塚 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 (平 成 28
年 1 月 戸 塚 区 公 告 第 2 号) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 尾 上 町 6 丁 目 81 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 ス ポ ー ツ 協 会 代 表 理 事 山 口 宏	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

戸 塚 区 公 告 第 92 号

横 浜 市 踊 場 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 の
変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 踊 場 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 （ 平
成 28 年 1 月 戸 塚 区 公 告 第 3 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
戸 塚 区 戸 塚 町 127 番 地	公 益 社 団 法 人 と つ か 区 民 活 動 支 援 協 会 理 事 長 原 一 男	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

戸 塚 区 公 告 第 93 号

横 浜 市 戸 塚 柏 桜 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 戸 塚 柏 桜 荘 の 指 定 管 理 者 の 指 定 （ 平 成 28 年 1 月 戸 塚
区 公 告 第 4 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 戸 塚 区 長 吉 泉 英 紀

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
戸 塚 区 名 瀬 町 1,566 番 地	社 会 福 祉 法 人 朋 光 会 理 事 長 福 村 正	平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で

栄区公告第60号

横浜市本郷地区センター等の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市本郷地区センター等の指定管理者の指定（平成28年1月栄区公告第4号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市栄区長 富士田 学

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市本郷地区センター	栄区桂町27 9番地の29	特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 理事長 磯 崎 保 和	平成28年4月1日 から令和3年11月 30日まで
横浜市豊田地区センター	同	同	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで
横浜市上郷地区センター	同	同	同
横浜市栄区老人福祉センター翠風荘	同	同	同
横浜市桂山公園こどもログハウス	同	同	同
横浜市栄区民文化センター	西区岡野二丁目6番6号	神奈川共立・JSS共同事業体 代表者 株式会社神奈川共立 代表取締役 森 山 英 明	同

栄区公告第61号

横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の指定（平成29年6月栄区公告第33号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市栄区長 富士田 学

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区尾上町 6丁目81番 地	横浜市スポーツ協会・株式会社ケイミックスパブリックビジネス・さかえ区民活動支援協会グループ共同事業体 代表者 公益財団法人横浜市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	平成29年6月7日 から令和4年3月 31日まで

瀬谷区公告第57号

横浜市瀬谷地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市瀬谷地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の指定（平成27年12月瀬谷区公告第73号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市瀬谷区長 森

秀 毅

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
瀬谷区阿久 和西一丁目 7番地の3	特定非営利活動法 人区民施設協会・ せや 理事長 網代 宗四郎	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

瀬谷区公告第58号

横浜市阿久和地区センター等の指定管理者の指定の変更
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に
 基づき、横浜市阿久和地区センター等の指定管理者の指定（平成27
 年12月瀬谷区公告第72号）の一部を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市瀬谷区長 森 秀 毅

横浜市阿久和地区センターの項を次のように改める。

横浜市阿久 和地区セン ター	瀬谷区阿久 和西一丁目 7番地の3	特定非営利活動法 人区民施設協会・ せや 理事長 網代宗四郎	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで
----------------------	-------------------------	--	--------------------------------

瀬谷区公告第59号

横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の指定（平成27年12月瀬谷区公告第71号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市瀬谷区長 森

秀 毅

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
瀬谷区阿久 和西一丁目 7番地の3	特定非営利活動法 人区民施設協会・ せや 理事長 網代宗四郎	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

瀬谷区公告第60号

横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の指定（平成27年12月瀬谷区公告第70号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

瀬谷区長 森

秀 毅

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区尾上町 6丁目81番 地	公益財団法人横浜 市スポーツ協会 代表理事 山口 宏	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

水 道 局

水 道 局 公 告 第 8 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 10 月 5 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 2 年 10 月 15 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 大 久 保 智 子

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
水 道 局 事 業 推 進 部 資 産 活 用 課	事 務 職 員	佐 藤 寿 紀	停 職 2 箇 月

交通局

モバイルPASMO取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年10月6日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三村 庄一

交通局規程第18号（令和2年10月6日揭示済）

モバイルPASMO取扱規程の一部を改正する規程

モバイルPASMO取扱規程（令和2年3月交通局規程第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 モバイルIC定期乗車券
第1節 発売（第18条—第20条）
第2節 効力（第21条—第23条）
第3節 再発行（第24条—第25条）
第4節 払戻し（第26条）」を

「第3章 モバイルIC定期乗車券
第1節 発売（第18条—第20条）
第2節 効力（第21条—第23条）
第3節 再発行（第24条—第25条）
第4節 払戻し（第26条）」

第4章 特定モバイルICSF（第27条）

第5章 特定モバイルIC定期乗車券（第28条）」に改める。

第1条中「モバイルPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC端末」という。）による」を「モバイルPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC端末」という。）及び特定携帯情報端末を利用し、株式会社パスモが提供するApple PayのPASMOを使用した乗車券等（以下、「モバイルIC特定端末」という。）による」に改める。

第2条第2項中「モバイルPASMO会員規約」を「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に改め、同条第6項中「モバイルPASMO」の次に「及びモバイルIC特定端末」を加える。

第3条第1項第5号中「モバイルIC端末に付加した定期乗車券」を「別に定めるICバス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイルIC特定端末」に改め、同項に次の4号を加える。

- (6) 「記名モバイルIC特定端末」とは、会員登録されたモバイルIC特定端末をいう。
- (7) 「無記名モバイルIC特定端末」とは、会員登録を行っていない

ないモバイルIC特定端末をいう。

(8) 「特定モバイルICSF」とは、SFにより旅客の運送等に供するモバイルIC特定端末をいう。

(9) 「特定モバイルIC定期乗車券」とは、別に定めるICバス事業者の定期乗車券の機能を付加したモバイルIC特定端末をいう。

第5条第2項中「複数のICカード及びモバイルIC端末」を「複数の媒体」に改める。

第8条の2第2項第4号中「IC定期乗車券」を「IC通学定期乗車券」に改め、同項第6号中「カード」を削り、同項第7号を削る。

第18条の2第2項第4号中「IC定期乗車券」を「IC通学定期乗車券」に改め、同項第6号中「カード」を削り、同項第7号を削る。

第20条第1項中「モバイルPASMO」の次に「の」を加える。本則に次の2章を加える。

第4章 特定モバイルICSF

(モバイルIC特定端末及び特定モバイルICSF等の取扱い)

第27条 前条までの規定はモバイルIC特定端末及び特定モバイルICSF等の取扱いについて準用する。この場合において、目次、第1条及び第3条を除く前条までの規定中「モバイルIC端末」とあるのは「モバイルIC特定端末」と、「携帯情報端末」とあるのは「特定携帯情報端末」と、「モバイルICSF」とあるのは「特定モバイルICSF」と、第4条、第16条及び第25条中「モバイルPASMO」とあるのは「Apple PayのPASMO」と、第10条第1項中「モバイルPASMOアプリ等」とあるのは「PASMOアプリケーション」と読み替えるものとする。

2 前項による第8条の2及び第18条の2に規定するPASMOカードから特定携帯情報端末への発行替えについては、第8条の2第2項第1号及び第18条の2第2項第1号中「無記名PASMO」とあるのは、「有効なバスIC一日乗車券の機能が付加されたPASMO及び出場処理が完了していないPASMO」に読み替えるものとし、第8条の2第3項及び第18条の2第3項は適用しない。

3 Apple PayのPASMOをモバイルIC特定端末として使用する場合は、使用の都度において旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。

第 5 章 特 定 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券

(特 定 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券 の 取 扱 い)

第 28 条 前 条 ま で の 規 定 は 特 定 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券 の 取 扱 い に つ い て 準 用 す る 。 こ の 場 合 に お い て 、 目 次 及 び 第 3 条 を 除 く 前 条 ま で の 規 定 中 「 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券 」 と あ る の は 「 特 定 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券 」 と 、 第 18 条 第 3 項 及 び 第 20 条 第 1 項 中 「 モ バ イ ル P A S M O の 画 面 」 と あ る の は 「 P A S M O ア プ リ ケ ー シ ョ ン 」 と 読 み 替 え る も の と す る 。

2 第 18 条 の 2 第 1 項 に よ る 方 法 で 発 行 替 え を 行 っ た A p p l e P a y の P A S M O の 払 戻 し を 行 う 場 合 は 、 会 員 規 約 等 の 定 め に よ る 会 員 登 録 後 、 前 項 の 規 定 に よ り 「 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券 」 を 「 特 定 モ バ イ ル I C 定 期 乗 車 券 」 と 読 み 替 え た 第 26 条 第 1 項 に よ り 取 り 扱 う 。

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 2 年 10 月 6 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年10月2日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第19号（令和2年10月2日揭示済）

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程（令和2年8月交通局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「モバイルPASMO」の次に「及びApple PayのPASMO」を加える。

第2条第2項中「同モバイルPASMO会員規約」を「同モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に改め、同条に次の1項を加える。

6 この規程が改定された場合、以後のモバイルPASMO及びApple PayのPASMOにかかわる取扱いについては、改定された規程の定めるところによる。

第3条第1項第2号中「モバイルPASMO」の次に「及びApple PayのPASMO」を加え、同項第4号中「「携帯情報端末」とは」を「「携帯情報端末等」とは」に改め、「モバイルPASMOが発行された携帯情報端末」の次に「及びApple PayのPASMOが発行された特定携帯情報端末」を加え、同項第5号中「モバイルPASMO」の次に「及びApple PayのPASMO」を加える。

第4条第3項中「モバイルPASMO」の次に「及びApple PayのPASMO」を加える。

第5条第3項中「携帯情報端末」の次に「等」を加え、「当該乗車区間に対する旅客運賃を現金等により」を「運賃条例施行規程に定める普通旅客運賃を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 Apple PayのPASMOをモバイルIC乗車券として使用する場合、使用の都度、旅客は特定携帯情報端末に設定した指紋等による認証操作を必要とする。ただし、使用都度の指紋等による認証操作を省略する設定を行っている場合は、これを省略することができる。

第9条第1項中「モバイルPASMO」の次に「及びApple PayのPASMO」を加え、「定期乗車券の購入に必要な事項等」を「購入に必要な事項等」に改め、同条第2項、第3項及び第8項中「モバイルPASMO」の次に「及びApple Payの

P A S M O」を加える。

第10条の見出しを「(モバイルP A S M Oの発行替え)」に改め、同条第2項第2号中「持参人式定期券」を「持参人I C定期乗車券」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(A p p l e P a yのP A S M Oの発行替え)

第10条の2 P A S M OカードからA p p l e P a yのP A S M Oへの発行替えを行うときは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより取り扱う。このとき、移行後のP A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項の規定による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取り扱うことができない。

- (1) I Cバス事業者の持参人I C定期乗車券が付加された無記名P A S M O
- (2) 定期乗車券の機能を、別に定めるI C事業者以外で付加したI C定期乗車券
- (3) 大学生・専門学生未満の通学定期乗車券機能が付加されたI C定期乗車券
- (4) 小児用P A S M O及び一体型P A S M O
- (5) 企画乗車券及び別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O
- (6) 有効なバスI C一日乗車券の機能が付加されているP A S M O
- (7) 第4条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないP A S M O
- (8) その他、局が特に認めたもの

3 A p p l e P a yのP A S M OからP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイルI C乗車券相互間で、定期乗車券、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

第11条第1項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第2項中「取扱い区間外」を「取扱区間外」に改め、同条第4項中「第1項に規定」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のあるP A S M Oカードの情報をモバイルP A S M O及びA p p l e P a yのP A S M Oに発行替えを行ったのちに、当該モバイルI C定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定

めによる会員登録を行ったうえで取り扱う。

第16条第1項中「携帯情報端末」の次に「等」を加え、「おこなう」を「行う」に改め、同条第2項及び第3項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第17条第1項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第2項中「携帯情報端末」の次に「等」を加え、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第3項中「モバイルPASMO」の次に「又はApple PayのPASMO」を加え、同条第4項中「第11条」を「第10条」に改め、「携帯情報端末」の次に「等」を加える。

第18条の見出しを「（払戻し）」に改め、同条中「モバイルPASMO」の次に「及びApple PayのPASMO」を加え、「払いもどし」を「払戻し」に改める。

第19条の見出し中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第1項中「モバイルPASMOアプリ、」の次に「PASMOアプリケーション、」を加え、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第2項及び第3項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条第7項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「払いもどし」を「払戻し」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、「モバイルPASMOアプリ」の次に「、PASMOアプリケーション」を加え、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第10条の2による方法で発行替えを行ったApple PayのPASMOの払戻しを行う場合は、会員規約の定めによる会員登録後、第1項により取り扱う。ただし、当該払戻しによる返金は、旅客が指定する旅客名義の日本国内の金融機関の銀行口座等に返金するものとする。

附 則

この規程は、令和2年10月6日から施行する。

教 育 委 員 会

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第17号

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立小学校、横浜市立中学校及び横浜市立義務教育学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和36年4月横浜市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表保土ヶ谷中学校の部上星川小学校の項中「西谷町1,259番地の5から1,259番地の10まで、1,259番地の17から1,259番地の23まで、1,279番地の3から1,279番地の7まで、1,282番地から1,300番地まで」を「西谷二丁目27番、31番から終りまで」に改め、同表西谷中学校の部川島小学校の項を次のように改める。

川 島 小 学 校	保土ヶ谷区 川島町 351 番地 から 445 番地 まで、 450 番地 から 466 番地 ま で、 468 番地 から 50 5 番地 まで、 507 番 地 から 510 番地 ま で、 601 番地 から 619 番地 まで、 621 番地 から 626 番地 まで、 630 番地 から 764 番 地 まで、 767 番地 か ら 1,140 番地 まで、 1,142 番地 から 1,57 3 番地 まで、西谷三 丁目、西谷四丁目、 東川島町 1 番地 から 21 番地 まで 旭 区
--------------	--

西川島町1番地の1から1番地の9まで、86番地、87番地、91番地の1、92番地の1から92番地の3まで、93番地から103番地まで、105番地、109番地の1、109番地の2、138番地から143番地まで

別表の1の表上菅田中学校の部を次のように改める。

<p>上菅田 中学校</p>	<p>上菅田笹の丘小学校区域のうち上菅田町1番地から1,537番地まで、西谷一丁目、西谷二丁目1番から26番まで、28番から30番まで、西谷町958番地から961番地まで、964番地から967番地まで、968番地の2から968番地の10まで、968番地の12から972番地まで、976番地から987番地まで、995番地から998番地まで、1,000番地から1,010番地まで、1,012番地から1,052番地まで、1,053番地の4から1,054番地まで、1,083番地（国道16号以北）、1,084番地（国道16号以北）、1,085番地（国道16号以北）、1,086番地から1,098番地まで、1,</p>	<p>上菅田 笹の丘 小学校</p>	<p>保土ヶ谷区 新井町1番地から113番地まで、665番地から終りまで、上菅田町1番地から1,537番地まで、西谷一丁目、西谷二丁目1番から26番まで、28番から30番まで、西谷町958番地から961番地まで、964番地から967番地まで、968番地の2から968番地の10まで、968番地の12から972番地まで、976番地から987番地まで、995番地から998番地まで、1,000番地から1,052番地まで、1,053番地の4から1,054番地まで、1,083番地（国道16号以北）、1,084番地（国道16号以北）、1,085番地（国道16号以北）、1,086番地から1,098</p>
--------------------	--	----------------------------	--

	<p>175 番地から 1,186 番地まで、 1,253 番地、 1,254 番地、 1,256 番地 1,257 番地、 1,260 番地から 1,267 番地まで、 1,269 番地から 1,275 番地まで、 1,277 番地から 1,279 番地の 2 まで、 1,280 番地、 1,281 番地</p>	<p>番地まで、 1,175 番地から 1,188 番地まで、 1,189 番地（国道 16 号以北）、 1,191 番地、 1,192 番地（国道 16 号以北）、 1,231 番地から 1,236 番地まで、 1,244 番地から 1,251 番地まで、 1,253 番地、 1,254 番地、 1,256 番地、 1,257 番地、 1,260 番地から 1,267 番地まで、 1,269 番地から 1,275 番地まで、 1,277 番地から 1,279 番地の 2 まで、 1,280 番地、 1,281 番地</p> <p>旭 区</p> <p>川 島 町 2,846 番地から 3,105 番地まで、 白根二丁目 1 番、 2 番、 3 番 17 号から 3 番 19 号まで、 45 番 30 号</p>
--	--	---

附 則

この規則は、令和2年10月19日から施行する。

横浜市教育委員会公告第21号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により、次の者を令和2年9月29日懲戒処分に付した。

令和2年10月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立梅林小学校	臨時的任用職員	宇野喜恵子	減給10分の1 6月

横浜市教育委員会公告第22号

横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市社会教育コーナーの指定管理者の指定（平成28年1月横浜市教育委員会公告第2号）を次のように変更した。

令和2年10月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
保土ヶ谷区 峰岡町1丁目 目7番地の 12	特定非営利活動法 人横浜市民アクト 理事長 福 島 伸 枝	平成28年4月1日 から令和4年3月 31日まで

横浜市教育委員会公告第23号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、次の者を令和2年9月29日懲戒処分に付した。

令和2年10月15日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

所属又は補職	職名	氏名	処分の内容
横浜市立岡野中学校	教諭	遠藤 宏和	停職6箇月

区 選 挙 管 理 委 員 会

鶴見区選挙管理委員会告示第3号

神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所

平成30年9月1日現在調製の神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市鶴見区選挙管理委員会
委員長 鴨志田 正 晴

- 1 縦覧場所
横浜市鶴見区役所
- 2 縦覧期間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

神奈川県選挙管理委員会告示第3号

神奈川県海産物調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所
平成30年9月1日現在調製の神奈川県海産物調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市神奈川県選挙管理委員会
委員長 押木三恵子

- 1 縦覧場所
横浜市神奈川区役所
- 2 縦覧期間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 6 号

神奈川海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所
平成30年9月1日現在調製の神奈川海区漁業調整委員会委員選挙
人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定によ
り、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月15日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 高 島 清

- 1 縦覧場所
横浜市中央区役所
- 2 縦覧期間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

磯子区選挙管理委員会告示第3号

神奈川県漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所
平成30年9月1日現在調製の神奈川県漁業調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市磯子区選挙管理委員会
委員長 堤 脩

- 1 縦覧場所
横浜市磯子区役所
- 2 縦覧期間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

金沢区選挙管理委員会告示第2号

神奈川県漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所
平成30年9月1日現在調製の神奈川県漁業調整委員会委員選挙人名簿を漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月15日

横浜市金沢区選挙管理委員会
委員長 真鍋徳茂

- 1 縦覧場所
横浜市金沢区役所
- 2 縦覧期間
令和2年10月20日から令和2年11月3日まで
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時まで

その他

電子署名に用いる証明書

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により電子署名を行うため、次の証明書を使用する。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

横浜市長（自動車駐車場事業費会計申告事務専用）

署名者の電子媒体上での表示	C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Dorokyoku, OU=Dorobu, OU=Shisetsuka, CN=Yokohamashichojidoshachushajogyohikaikaishinkokujimusenyō
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
使用を開始する日	令和2年10月15日
有効期限	令和7年10月1日
シリアル番号	5b 86 d1 c2
フィンガープリント	ea 8e e7 03 b8 77 2a c9 d4 ea 4d 7b 0c 9b f2 b7 a9 7d 63 0d

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。表示するブラウザの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

電子署名に用いる証明書の失効

横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第26条第1項により行う電子署名に用いる次の証明書は、その効力を失う。

令和2年10月15日

横浜市長 林 文子

横浜市長（自動車駐車場事業費会計申告事務専用）

名義及びその電子媒体上での表示	横浜市長（自動車駐車場事業費会計申告事務専用） C=JP, O=Local Governments, L=Kanagawa, OU=Yokohama City, OU=Dorokyoku, OU=Dorobu, OU=Shisetsuka, CN=Yokohamashichojidoshachushajogyohikaikaishinkokujimusenyo
発行者及びその電子媒体上での表示	地方公共団体組織認証基盤 C=JP, O=LGPKI2, OU=Organization CA R2
シリアル番号	5b 86 c2 f5
フィンガープリント	6f 8e 52 7c 47 ae 35 69 d2 6b ef 08 fd 27 ce ad b8 30 f1 af
証明書の有効期限（効力を失う日）	令和2年10月15日

※ フィンガープリントを生成するハッシュ関数は、いずれも sha1 を用いる。

正 誤

令和2年10月5日発行の横浜市報定期第48号69ページの表中、

横浜市 矢向 地域 ケアプ ラザ	中区 桜木町 6丁目 31番 地	社会福祉法人横浜市福祉サ ービス協会 理事長 坂 本 連	同
------------------------	------------------------	------------------------------------	---

は

横浜市 矢向 地域 ケアプ ラザ	西区 桜木町 6丁目 31番 地	社会福祉法人横浜市福祉サ ービス協会 理事長 坂 本 連	同
------------------------	------------------------	------------------------------------	---

の 誤 り 。